

「第5次岡山県消費生活基本計画（素案）」に対する 県民意見等の募集結果について

令和7年11月14日から令和7年12月15日までの間、「第5次岡山県消費生活基本計画（素案）」について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）により、ご意見を募集したところ、次の5件が寄せられました。

これらのご意見等に対する県の考え方を掲載しておりますのでご覧ください。
貴重なご意見ありがとうございました。

<寄せられたご意見等と県の考え方>

第3章 目標と取組

基本目標I 消費者被害の防止・救済

番号	意見の要旨	県の考え方
1	県内の特殊詐欺被害が増加している現状を踏まえた計画となるよう再検討してほしい。 自治体による通話録音機能付き電話等の設置補助や、携帯電話ショップによる迷惑電話対策等の機能説明の要請、警察や関係団体との情報共有や広報など、具体的な対策と目標を記載してはどうか。	特殊詐欺については、警察等と連携し、被害防止に努めることとしており、「基本目標IV 重点目標2 取引における公正・公平の確保」(P30)にその旨を記載しています。 なお、具体的な施策等については、社会状況を踏まえながら、適切に対応してまいります。

基本目標II 消費者教育の推進

重点目標1 ライフステージに応じた消費者教育の実施

番号	意見の要旨	県の考え方
2	自立した消費者の育成は、国や県が作成した教材を用いた受動的な教育の実施だけでは不十分である。 市町村との連携や、学校・地域社会・職域・家庭・消費者団体などが主体的に取り組む活動に対する支援について記載してほしい。	市町村との連携は、「施策の方向② 地域社会での消費者教育の推進」(P21)に記載するとともに、「基本目標I 重点目標1 施策の方向② 市町村の相談体制充実への支援」(P17)にも、市町村の消費者教育・啓発の取組を支援する旨を記載しています。また、各主体による活動への支援は、「基本目標III 消費者の主体的な活動への支援」(P27)に記載しています。

基本目標IV 自主的かつ合理的な選択の機会の確保

重点目標2 取引における公正・公平の確保

番号	意見の要旨	県の考え方
3	インターネットに起因する消費者被害が急増しており、デジタル社会の進行や消費者被害の実態に関して、弁護士会、司法書士会、各消費生活センターや適格消費者団体と情報共有を行ってほしい。	「基本目標I 重点目標1 施策の方向① 県消費生活センターの充実」(P16)に、弁護士会等を交えた研究会において情報共有を行う旨を記載しています。
4	インターネット取引被害の未然防止のため、ネットパトロールの実施やSNSを活用した迅速な注意喚起を行うなどの施策を記載してほしい。	注意喚起等を含めた情報提供については、「基本目標II 重点目標5 消費生活に関する啓発・情報提供」(P25)に記載しています。

目標値

番号	意見の要旨	県の考え方
5	消費者ホットライン188の認知度の目標値の根拠は何か。また、具体的な施策を計画に明記すべきである。	第4次計画策定時に、国の目標値を参考として設定したのですが、未達成のため、引き続き、同じ目標値を目指します。 188の周知については、関係機関と連携して取り組む旨を「基本目標I 重点目標1 施策の方向① 県消費生活センターの充実」(P16)に記載しています。